

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月22日
【会社名】	株式会社SUBARU (旧会社名 富士重工業株式会社)
【英訳名】	SUBARU CORPORATION (旧英訳名 Fuji Heavy Industries Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉永 泰之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番 8 号
【電話番号】	03-6447-8825
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部総務部長 齋藤 勝雄
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番 8 号
【電話番号】	03-6447-8825
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部総務部長 齋藤 勝雄
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成28年 4 月20日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年 4 月28日
【発行登録書の有効期限】	平成30年 4 月27日
【発行登録番号】	28 - 関東49
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 40,000百万円
【発行可能額】	40,000百万円 (40,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成29年 8 月22日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5 第4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9 号の2 の規定に基づく)を平成29年 6 月26日に関東財務局長へ提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成28年 4 月20日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。